

税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納整理係
☎476-1111 (115・116)

◆不動産を公売します～滞納処分の一環として不動産を公売し、町税に充てます～



	売却区分の番号	公売財産の名称および所在地など	面積	見積価格	公売保証金
公売財産 公売保証金 見積価格	1	土地 地目：畑 大崎町野方字差尾 5362 番 2	1,621 m ²	243,000 円	100,000 円
	2	土地 地目：畑 大崎町野方字差尾 5365 番 3	1,731 m ²	346,000 円	100,000 円

【公売方法】 入札方式

【入札日】 平成 29 年 1 月 20 日 (水)

【受付】 午前 9 時 30 分から 9 時 55 分まで

【入札】 午前 10 時から

【入札会場】 大崎町役場 2 階応接室

【その他】 いずれも公簿表示で現況渡しです。

●注意事項

【売却区分番号 1・2】は農地であるため、入札に参加するためには、農地法上の許可を受け『買受適格証明』が必要になり、**11 月 30 日 (水) までに**大崎町農業委員会 (☎ 476-1111) への申請が必要となります。なお、買受適格証明の発行の可否決定には一定の期間を要します。

町外の方は、お住まいの市町村の農業委員会で発行する『耕作証明書』が必要になります。

≪その他≫

- ① 入札希望の方は、入札当日に上記公売保証金を納付していただく必要があります。
(落札できなかった方については、公売保証金を返還いたします。)
- ② 不動産公売では、落札者に対して落札決定通知を交付し、農地は現状渡しを原則とします。
なお、町は瑕疵担保責任など一切負いません。
- ③ 権利移転に伴う費用は、買受人の負担とします。
(移転手続きについては町が行います。)

企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111 (224)

◆10月は『土地月間』です

国土交通省においては、毎年 10 月 1 日を『土地の日』、10 月を『土地月間』と定め、土地の基本理念や土地対策の重要性について、国民の理解を高め、その理解を深めることを目的として、普及、啓発活動を実施しております。土地は、限られた貴重な資源であり、将来のためにも土地の有効活用が大切です。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも土地の有効活用について考えてみませんか。

～国土利用計画法の届出制度～

一定面積 (※) 以上の土地の取引をしたときは、権利取得者 (売買の場合は買主) は土地の利用目的等を記入した県知事宛ての届出書を、契約を締結した日から起算して 2 週間以内に土地の所在する市町村役場へ提出する必要があります。

※一定面積 都市計画区域内は 5,000 m²以上、都市計画区域外は 10,000 m²以上